

エコマーク商品類型 No. 121 「リターナブル容器・包装資材 Version2.4」 認定基準書

H. その他の容器・包装資材

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

リターナブル容器・包装資材はリユースのための製品であり、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でワンウェイ容器・包装のリサイクルよりも優先的に選択されることが望ましいとされており、本商品類型の設置は、リターナブル容器・包装資材が入手可能な場合には、積極的にこれを選択するよう消費者、事業者に促す目的がある。

リターナブル容器・包装資材による環境負荷低減効果を確実にするためには、再使用回数などシステムの最適化、消費者、事業者からの回収のための情報提供などが必須であり、基準策定にあたっては、これらに配慮した。

2. 適用範囲

A～G のいずれにも該当しないリターナブル容器・包装資材

(A～G のいずれの材料も、単独で製品重量の 70%を超えていないもの)

3. 用語の定義

繰り返し使用	使用済みの製品をリターナブル事業者が回収した上での再使用。なお本認定基準における「平均 5 回以上の繰り返し使用」は初回使用とリターナブル業者が回収した上での再使用を合わせて平均 5 回以上繰り返すことを指す。
再使用可能	「意図され、設計された製品または包装の特性の一つ。ライフサイクルの中で意図どおりの目的のために何回かの使用ができる特性」であって、「使用済みの製品または包装を回収し、再使用する仕組みが存在する」場合に限られる。[JIS Q 14021:2000 (ISO 14021:1999) に準拠]
情報公示	製品またはその包装に直接情報表示し難い場合に、関連する情報誌、カタログ、ホームページまたは広告などに、情報を公開・表示すること。
情報表示	製品またはその包装に直接情報を表示すること。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

製品	リターナブル容器・包装資材を指す。内容物を伴う場合はその旨の説明を適宜加えることとする。
製品の主要構成材料	再使用される製品の主要な構成部分に使われる材料。例えばプラスチック製容器と金属製枠からなる容器のように、複数の素材からなる製品の場合には、それぞれプラスチック、金属が主要構成材料となる。ここで、ガラスびんの蓋やラベルなど再使用されない部分および容器の止め金具や表面被覆材などの付属部品は、主要構成材料には含まない。また、製品中に占める当該材質の重量割合および容積割合のいずれもが、合計 20%未満の材料は、主要構成材料とは見なさない。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマ材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
包装資材	物品の輸送、保管、取引、または使用などにあって、その価値および状態を保護するために使用される適切な材料。ユニット化資材（例：パレット）や包装副資材（例：紐、緩衝材など）を含む。
リターナブル事業者	容器の中身または、包装資材を提供し、回収するシステムを運営する事業者。
リターナブル製品	「用語の定義」にいう再使用可能であって、製品または製品の内容物を提供する事業者と、提供を受ける他の事業者または消費者との間を、構築されたシステムに乗って、その機能を保ったまま往復または循環する製品。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.121「リターナブル容器・包装資材 Version1」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には該当する基準項目のうち 4-1. (2)、(3)、(5)、(8)、(10)および(15)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更がない旨を宣言することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する共通基準と証明方法

(1) 製品が実績として、平均 5 回以上繰り返し使用されていること。

【証明方法】※証明者＝申込者

製品が直近 1 年間程度の期間の実績として、平均 5 回以上繰り返し使用されていることを示す文書を提出すること。新規製品の場合には、対応する旧製品のデータでも可とする。

(2) 製品は、上記繰り返し使用に耐える設計がなされていること。

【証明方法】※証明者＝申込者または第三者機関

以下について、上記繰り返し使用に耐える設計がなされていることの第三者機関による証明書または社内設計文書を提出すること。

1. 強度（区分「陶磁器製・土器製容器」については本項目は適用しない）
2. 洗浄特性（容器の場合のみ）
3. ラベル表示の接着性または剥離性（繰り返して一回使用するごとに、ラベルの接着または剥離が必要な製品についてのみ）

- (3) 製品を回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または、情報公示がなされていること。

【証明方法】 ※証明者＝申込者

以下のものを提出すること。

1. “再使用可能”とするためのシステムおよび回収ルートの説明文書
2. 製品を回収するための容器（ある場合）の説明書または写真
3. 製品への“再使用可能”であることの必要な情報表示または情報公示の実施部分

- (4) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (5) 製品（ラベル等）に使用する印刷インキについては、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制（ネガティブリスト規制）」で規制されている物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者

ネガティブリスト規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (6) 製品は、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。当該プラスチックを使用しているものについては、70%以上がマテリアルリサイクルされること。

【証明方法】※証明者＝申込者

以下の内容を付属証明書に記載すること。

1. 製品にプラスチック材料の使用の有無。
2. 1.で有りの場合、製品について、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無
3. 2.で有の場合、廃棄時にマテリアルリサイクルが確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (7) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に定める有害物質の要件を満たすこと。紙部分については蛍光物質およびPCBを含有していないこと。ただし木・竹材料について本項目は適用しない。

【証明方法】※証明者＝第三者試験機関、申込者、または製造事業者など

製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

紙部分については、以下の3点について試験結果を提出すること。

1. 蛍光物質を使用した器具または容器包装の検査法について（昭和46年5月8日環食第244号）
2. 蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について（平成16年1月7日 食安基発第0107001号／食安監発第0107001号）
3. 容器包装中のPCB分析法について（昭和47年10月26日 環食化第385号）

- (8) 流通および使用・消費時に、製品の付属部品などの廃棄物の排出がワンウェイ容器・包装資材の場合と比較して少ないか、または同等であること。但し、ガラスびんの場合にフルシェリンク（樹脂フィルム製）など、ガラス表面の傷を防止するための被覆および陶磁器製容器などの繰り返し使用による容器のわれ防止のための表面被覆材（例えば、わら製の編み袋など）には、本項目は問わない。また、比較の対象となるワンウェイの容器・包装資材が存在しない場合には、この項目は適用しない。

【証明方法】※証明者＝申込者

流通および使用・消費時に、ラベルやキャップなどの廃棄物の排出がワンウェイの容器・包装資材と比較して少ないか、同等であることを説明する申込者による文書を提出すること。

4-2. 材料に関する基準と証明方法

A～G それぞれの材料を占有率が大きいものから順に合計し、製品（容器・包装資材）の重量の70%以上を構成する材料について、以下の材料に関する基準A.～G.をそれぞれ適用する。

A. ガラス材料

- (9) 製品に使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、無色のガラスびんおよび無色の軽量ガラスびんに使用される添加剤（消色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者（その他色のガラスびん、その他色の軽量ガラスびんは申込者と製造事業者）

当該物質の使用有無を付属証明書に記入すること。また、その他色のガラスびんおよびその他色の軽量ガラスびんについては、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、またはMSDS（化学物質等安全データシート）を併せて提出すること。

B. プラスチック材料

- (10) 製品の製造において、代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用がないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者

製造時に代替フロンを含むオゾン層破壊物質を使用していないことを示す証明書を提出すること。

- (11) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品で、製品にプラスチック材料を使用する場合、使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、色材または食品用器具・容器包装用途以外でポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その色材または添加剤がISO 8124-3、または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことでもよい。

【証明方法】※証明者＝製造工程担当事業者または第三者試験機関

食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。色材およびポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことの試験結果などを提出すること。

- (12) 製品の処方構成成分としてカドミウム、鉛、六価クロム、水銀およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

- (13) 食品、化粧品、医療関連などを内容物とする製品は、製品の処方構成成分として IARC によって 1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマを形成させる用途で使用される化学物質（塩化ビニルモノマ、スチレンなど）を除く。

【証明方法】※証明者＝申込者

申込商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

- (14) 廃棄時に、材料の異なる部品ごとに分離が可能であること。ただし製品が FRP 製の場合、分離可能であることについては適用しない。

【証明方法】※証明者＝申込者

廃棄時に素材ごとに分離が可能であることを示す説明書類を提出すること。

- (15) FRP 製の製品については、破損した場合、修理可能であること。

【証明方法】※証明者＝申込者

修理を行う施設の所在地、修理方法およびその能力を示す書類を提出すること。

- (16) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。または、容器を廃棄・再資源化する際、リサイクル業者などに容器の材質を周知していること（ただし、回収されずに不明となる容器が 10%を超えないこと）。ポリマの種類表示は日本工業規格 JIS K 6899 - 1 または ISO 1043 - 1 の記号を用いることとし、表示方式については、JIS K 6999 に従うこと。なお、他の法令等により材質表示が義務付けられる製品にあつては、その表示で替えることができる。また、ポリマを複数種使用した場合は、“>PE<, PP, PS”のように併記しても良い。（使用したポリマが 3 種類以上の場合には、“>PE<, PP 他”のように多いものから順に 2 つを表示し、3 番目以降は省略しても良い。）

【証明方法】[申込者]

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書、または材質を周知する方法ならびに回収されずに不明となる容器が 10%を超えないことの説明資料などを提出すること。

C. 紙材料

- (17) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】※証明者＝製造工程担当事業者
製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

- (18) 容器に使用する資材については、表1に示すものに該当しないこと。

表1 リサイクルにおいて不向きな資材

分類	容器資材
加工紙	色紙、ファンシーペーパー、樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）、硫酸紙、ターポリン紙、ロウ紙、セロハン、合成紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙、圧着紙、捺染紙、昇華転写紙、感熱性発泡紙、芳香紙
特殊インキ類	感熱インキ、減感インキ、磁性インキ、昇華性インキ、発泡インキ、芳香インキ

【証明方法】※証明者＝各製造工程担当者
表1に該当する資材の使用のないことを付属証明書に記載すること。

D. 木・竹材料

- (19) 接着剤、添加剤を使用した製品および化粧加工を施した製品にあつては、それらの処方構成成分および重量割合を報告すること。

【証明方法】※証明者＝申込者および原料事業者
処方構成成分を付属証明書に記入すること。また当該物質の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (20) 製品は、保存剤（防蟻剤、防腐剤、防虫剤および防かび剤）を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】※証明者＝申込者
当該物質の添加の有無を付属証明書に記載すること。

E. 金属材料

- (21) リサイクル時に、回収された製品の材質の識別（例えばスチール製、アルミ製など）が容易にできること。製品のうち他の用途などにリサイクルされる割合を文書で提出すること

【証明方法】※証明者＝申込者
製品への材質の識別表示が解る部分の写真などを提出すること。製品が、実績として材料リサイクルされている割合を示す説明書を提出すること。

F. 陶磁器・土器材料

- (22) 製品の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第五に挙げられた特定有害物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンの 6 種の含有量基準を満たすこと。

【証明方法】※証明者＝第三者試験機関

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

G. 繊維材料

- (23) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮すること。また、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。ただし、毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB 使用加工については厚生省令 34 号へ適合していること。

【証明方法】※証明者＝申込者および製造工程担当事業者

製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB 使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令 34 号への適合について説明すること。

- (24) 製品の遊離ホルムアルデヒド量が厚生省令 34 号の試験方法により、300ppm 以下であること。ただし、屋外のみにおいて使用される製品は本項目を適用しない。

【証明方法】※証明者＝申込者または第三者試験機関

厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。

- (25) 製品に使用する色材において、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、表 2 のアミンの 1 つ以上を生成する可能性があるアゾ系染料、表 3 に示す発がん性染料、表 4 に示す皮膚感作性染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】※証明者＝製造工程担当事業者

製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

表 2 アゾ基の還元分解によって生成してはならないアミン類

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- σ トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	σ アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p クロロアニリン	106-47-8

8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	σ トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	σ アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

表3 発がん性染料

CAS No.	名称	Color Index
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8,	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855

表4 皮膚感作性染料

CAS No.	名称	Color Index
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500

3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	

参考：国際がん研究機関（IARC）

米国国家毒性プログラム（NTP）

EU Directive 76/769/EC

EU Directive 2006/61/EC

染料および有機顔料製造会社会毒物学協会（ETAD）

Oeko-Tex Standard 100

(26) 廃棄時に、素材ごとに分離が可能であること。

【証明方法】※証明者＝申込者

廃棄時に素材ごとに分離が可能であることを示す説明書類を提出すること。

4-3. 品質に関する基準と証明方法

(27) 製品の品質については、以下、①～③のいずれかの条件を満たしていること。また、製品がプリンタなど機器の一部として機能する場合は、繰り返し使用によって機器の使用に支障をきたさないことを①～③のいずれかで示すこと。

① JIS などの品質規格などに該当する製品は、それらの品質規格に適合していること。

② 上記①に該当しない製品は、関連する業界が定めた自主的な品質規格に適合していること。

③ 上記①および②に該当しない製品は、自社で定めた品質規格があり、十分な品質管理が行われていること。

【証明方法】※証明者＝第三者試験機関もしくは申込者

製品に該当する法律、JIS 規格、自主規格などの品質規格に基づく試験結果、または JIS 認定工場の証明の写しを提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) エコマーク商品認定の申込は、リターナブル事業者が行うこと。
- (2) 商品の申込は、本認定基準の適用範囲、構築されたリターナブルシステム単位毎、およびブランド名毎とする（なお、ブランド名は構築されたリターナブルシステムの名称も可とする）。色調、大小による区分は行わない。
- (3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク（英語表記も可）」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年7月2日	制定(Version2.0)
2008年8月21日	改定(4-1.(4)環境法規、(14)材質の周知の追加)
2010年3月15日	有効期限延長
2011年3月1日	改定(5.(3) マーク表示 Version2.2)
2012年7月13日	改定 (4-2.(23)修正、5.(4)(5)削除 Version2.3)
2016年3月15日	有効期限延長
2019年4月1日	改定 (5.(3)マーク表示)
2021年3月1日	有効期限延長
2023年2月1日	改定(4-1.(6)ハロゲン、(11)プラスチック添加剤 Version2.4)

2027 年 6 月 30 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。